【論 説】

外国人児童生徒等教育施策の EBPM に向けた課題

小 池 亜 子

目 次

- 1 問題の所在と目的
- 2 公的統計に表れない子どもたち - 「日本語指導が必要な児童牛徒」とは誰のことか-
- 3 諸外国の教育施策における国際移住を背景とする子どもの呼称と定義
- 4 日本の教育施策における外国人児童生徒の位置付けの変遷
- 5 「日本語指導が必要な児童生徒」という呼称が見えなくするもの
- 6 結論 一外国人児童生徒等教育の EBPM に向けて一

1 問題の所在と目的

本稿の目的は、日本の公立義務教育諸学校で学ぶ外国人児童生徒等(複数の言語・文化背景をもつ日本国籍の児童生徒を含む)を対象とする教育施策や指導内容・方法の効果を分析・評価していくために、収集すべき基礎データは何かを検討することである。

OECD の『国際移民アウトルック 2019』によれば、2017年に日本に流入した外国人の数は約47万5千人で、ドイツ(約138万4千人)、アメリカ(約112万7千人)、イギリス(約52万人)に次ぐ第4位である(OECD2019)。しかし、他の移民受入れ国とは異なり、日本政府は「真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大する(内閣府 2018, p.26)」としており、施策上、「移民」という用語の使用は避けられている。「移民」や「外国人」の定義は、国や地域によって多様であるが、「移民の子ども(immigrant students)」の学力や教育政策の成果を分析してきた OECD の最近

の報告書『移民の子どもと学校:統合を支える教育政策』(OECD 編著 2017)では、「移民背景(immigrant background)」という概念がとられるようになった。すなわち、子ども本人だけではなく、親世代の移民経験が考慮されている。一方、移民政策をとっていない日本では、本人または親の国際移住経験によって複数の言語・文化背景をもつ児童生徒を対象とした教育施策において、「帰国児童生徒」「外国人児童生徒」(国籍による区別)、「日本語指導が必要な児童生徒」「外国人児童生徒等」(外国籍か日本国籍かにかかわらず、日本語の力に着目した判断による区別)といった呼称が用いられている。

先行研究が指摘するように、日本では、かれらに対する教育施策は日本の学 校生活への適応指導と日本語教育の2本柱が中心であり、それは、在日韓国・ 朝鮮人や在日中国人の子どもたちを対象とする「在日外国人教育」,「海外子女 |教育|,「帰国子女教育|,「中国帰国孤児子女教育|といった日本社会の歴史 的経緯における過去の施策をほぼ踏襲するかたちで継続してきた(下村1993, 佐々木・阿久澤 1998, 太田 2005, 山本 2007, 児島 2009, 臼井 2017 など)。 日本の現状では、外国籍者は国内法における就学義務の対象となっていないた め、国内の公教育施策においては、「帰国児童生徒」(日本国籍)であるか、「外 国人児童生徒」(外国籍)であるか、という国籍による区別で施策の対象者を 分けており、どちらの対象者も、日本人と同一の教育を受けられるようにとの 目的から適応指導と日本語教育が重点化されてきた。その後,1990年6月の 改正出入国管理及び難民認定法の施行とグローバル化の進展に伴い、日本国籍 をもつ児童生徒のなかで、「帰国児童生徒」以外に、重国籍の子どもや、保護 者のどちらかが外国籍者であり、日本語以外の言語を家庭内で使用する子ども たちが増加した。この子どもたちは、施策上、「日本語指導が必要な児童生徒』「外 国人児童生徒等 | と呼ばれ、外国籍の子どもと複数の言語・文化背景をもつ日 本国籍の子どもが同じ施策の対象者として扱われるようになった。しかし,「日 本語指導が必要な」という呼称が象徴するように、これまでの適応指導と日本 語教育の流れの影響が依然として強く、移民受入れ諸国で議論されているよう な、学力保障の観点からの対策は遅れている。公的予算を投じる以上、施策や

指導内容・方法の効果が検討される必要があるが、「日本語指導が必要な児童 生徒」が急増しつつある現状にあっても、評価に必要な基礎データそのものが 十分に収集されていない。

そこで、本稿では、諸外国と日本を比較した上で、日本の教育施策における 外国人児童生徒の位置付けの変遷を確認し、今後、効果的な施策を講じていく ために、どのようなデータを収集するべきかを検討する。

2 公的統計に表れない子どもたち

一「日本語指導が必要な児童生徒」とは誰のことか一

移民政策をとっていない日本では、公的統計の基幹統計を作成するための国勢調査において国籍が調査対象項目になっているのは韓国・朝鮮、中国、アメリカのみである。その他の国籍を含めた国籍別の在留外国人数は、毎年の在留外国人統計(法務省入国管理局)によって示される。また、ハヤシザキ(2015)が指摘するように、毎年の学校基本調査(文部科学省)では、外国人児童生徒の在籍数を把握しているが、日本国籍や重国籍の子どもで複数の言語・文化背景をもつ児童生徒は統計上に表れてこない。不登校の外国人児童生徒数、中学校卒業外国人生徒の高等学校等への進学者数・就職者数、高等学校卒業外国人生徒の大学等への進学者数・就職者数も公的統計としては把握されていない(1)。

文部科学省は、第 3 期 (2018 ~ 2022 年度)教育振興基本計画 (平成 30 (2018)年6月15日閣議決定)において、客観的な根拠を重視した教育政策の推進を掲げ、EBPM (Evidence Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案)の推進等を担う組織として 2018年10月の組織再編で「総合教育政策局」を新設(生涯学習政策局を改組)した(森田 2019)。EBPM を推進する内閣官房行政改革推進本部は、2018年9月5日から10月5日まで「統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案募集」を行い、要望・提案内容と検討結果の一覧を公表している。このなかで、外国人に関するデータの要望・提案に対しては、例えば、「国勢調査における外国ルーツ(父母あるいは祖父母の出身が外国)

の日本人の把握」について、「本件については、人の出自に関わるものであり、 家族に対しても明らかにすることを望まない者もいると思われるような非常に センシティブなものであると考えられるため、正確な統計を作成する観点から、 慎重な検討が必要です。」との回答がなされている(内閣官房行政改革推進本 部 2019)。出自による差別や偏見は当然避けねばならず、それは社会の側の問 題であるが、属性による機会や結果の不平等を是正する公教育政策を立案する ために必要な情報である。また、外国人の子どもに関するデータの要望・提案 の多くに対して、参考として、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に 関する調査」を実施している旨の回答がなされたが、この調査でも公的統計で 収集されていない項目は調査対象となっていない。

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」は、文部科学省が全国の教育委員会の業務統計(業務データを集計することにより作成される統計)として2年ごとに実施している。「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「『日本語で日常会話が十分にできない児童生徒』及び『日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒』を指す(文部科学省 2019b)」。しかし、「日本語指導が必要な児童生徒」であるかどうかを判断する統一的な客観的基準は設けられておらず、どの子どもが「日本語指導が必要な児童生徒」であるかは、学校現場の主観的判断によるところが大きい。また、川上(2019)が指摘するように、「学習言語」とは何を意味するのかについて定義がなされていない。そのため、地域や学校によって判断の基準と方法が異なる現状にある(2)。

内閣官房行政改革推進本部「EBPM のニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会」の第7回(平成28 (2016) 年11月22日)では、「初等中等教育政策におけるEBPM 推進に際し解決すべき教育統計データの課題」として、特に、教職員定数の充実や学級規模・少人数教育の効果に関連して、外国人児童生徒への対応も指摘されている(赤林2016)。今後、更なる増加が予想される複数の言語・文化背景をもつ子どもたちに対する教育施策の立案と評価に向けて、諸外国の先進事例を参考にしながら、まずは、必要な基礎データを

収集していく必要がある。

次節では、日本で施策の対象となっている「日本語指導が必要な児童生徒」 に相当する子どもが諸外国ではどのように規定されているのか、その呼称と定 義を整理する。

3 諸外国の教育施策における国際移住を背景とする子どもの呼称と 定義

日井他(2016)は、日本と英豪米における「移民」や「外国人」の児童生徒の教育課題がどのような文脈の下でどのような施策として位置付けられているのかを検討し、英豪米では、言語教育施策、学力向上施策、貧困対策としての教育政策に、国籍にかかわらず、課題をもつ子どもが施策の対象として位置付けられていることを示している。他の移民国家や移民受入れ国においても、また、日本と同様に外国からの移住者が急増している韓国においても、国籍ではなく、子ども本人や親の国際移住経験と言語・文化背景によって施策の対象を規定している。表1は、各国の教育施策において国際移住を背景とする子どもがどのような呼称で呼ばれ、対象者がどのように定義されているかを整理したものである。

表1 各国の教育施策における国際移住を背景とする子どもの呼称と定義

| | イギリス | オーストラリア | アメリカ | カナダ | フランス | ドイツ |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|--|---------------------|----------------------|--|
| 移民 | 移民 14%/8%/3 位 | 28%/ <u>6%</u> /11 位 | 13%/ <u>5%</u> /2 位 | 20%/ <u>6%</u> /9 位 | 12%/ <u>5%</u> /10 位 | 16%/5%/1 位 |
| | • English as an | Non-English | English Language • English Lan- | · English Lan- | •移民 | •移民背景 (Migrationshinter- |
| | Additional Lan- | Speaking | Learners (ELLs) | guage Learners | •移民第二世代 | grund)をもつ者 |
| Ē | guage (EAL) | Backgrounds, | *Native U.S | (ELL) | | •移民第一世代 |
| 学 茶 | Disadvantaged | Language back- | born ELLs ($\mathcal{T} \times$ • English as a Sec- | • English as a Sec- | | •移民第二世代 |
| - | | ground other than | ground other than リカ生まれの英 ond Language | ond Language | | |
| | | English (LBOTE) | 語学習者)等,12 (ESL) students | (ESL) students | | |
| | | Disadvantaged | に分類 | | | |
| | • 英語を第一言語 | ・児童生徒または | • 英語能力が十分 | ・カリキュラムを | •外国で外国人と | ・児童生徒または ・英語能力が十分 ・カリキュラムを ・外国で外国人と ・1949 年以降に現在のドイツ |
| | としない子ども | 保護者が家庭で | | 学ぶと同時に教 | して生まれ,現 | ではない児童生 学ぶと同時に教 して生まれ、現 に移住した者、ドイッ生まれ |
| | •社会経済的に不 | 英語以外の言語 | | 投言語を学んで | 在フランスに居 | 徒 (州で定める 授言語を学んで 在フランスに居 の外国人,親の1人が外国人 |
| | 利な状況にある | を使用する | 試験や,年1度の いる者 | い 3 者 | 住している者 | にある者 |
| | 子ども(指標に | 子ども(指標に - 英語能力が十分 | | •第一言語が英語 | •移民を親にもつ | 「全米学力調査: ・第一言語が英語 ・移民を親にもつ ・自身が外国生まれの場合 |
| 正業 | より抽出) | ではなく社会経 | National Assess- | 以外の言語であ | 夲 | •自身がドイッ生まれで移動 |
| * | | 済的に不利な状 | ment of Educa- | るか,学校の指 | | 経験がない場合 |
| | | 況にある子ども | tional Progress | 導で用いられる | | |
| | | | ら 剣 近) | 英語とはかなり | | |
| | | | | 異なる様々な英 | | |
| | | | | 語を使用する者 | | |

| | | | | - | | | | | | | | | | | | - | | | | | | _ |
|--------|----------------------|--|--|----------------|-----------------|------------|-----------------------------------|---------------|---------------|---------------|----------|-----------|----------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------|---------------|--------------|-----|
| 廿 | 2%/9%/4 位 | •帰国児童生徒 | •外国人児童生徒 | ・日本語指導が必要な児童生 | 徒 | •外国人児童生徒等 | •学校に在籍している児童生 | 徒のうち,海外勤務者等の子 | 供で,引続き1年を超える期 | 間海外に在留し,前年度間に | 帰国した児童生徒 | •外国籍の児童生徒 | ・「日本語で日常会話が十分に | できない児童生徒」及び「日 | 常会話ができても,学年相当 | の学習言語が不足し,学習活 | 動への参加に支障が生じて | おり,日本語指導が必要な児 | 童生徒」 | ・外国人児童生徒や日本語指 | 導が必要な日本国籍の児童 | 生徒 |
| 韓国 | 2%/4%/7 位 | ·多文化家族 | (multicultural | family の子女) | | | •片親,または2親 | が外国人である | 家庭の子ども | | | | | | | | | | | | | |
| ベルギー | 17%/ <u>7%</u> /18 位 | •外国に起源を有 | nado inmigrante) する者 (popula- (multicultural | tion d'origine | étrangère) | | •出生時の国籍が | ベルギー以外の | 妆 | | | | | | | | | | | | | |
| スペイン | 13%/4%/6 位 | ・移民の(背景を ・外国の背景をも ・移民生徒 (alum- ・外国に起源を有 ・多 文 化 家 族 | nado inmigrante) | | | | •1990 年代以降に ・出生時の国籍が ・片親,または2 親 | 移住した途上国 | 出身者や出稼ぎ | を目的としてス | ペインに移住し | た者を「移民」 | と呼ぶ | | | | | | | | | |
| スウェーデン | 18%/ なし/17位 | ・外国の背景をも | がか | ・ニューカマー | (nyanlända) ⊘ ∓ | رند رند | •両親の少なくと •外国で出生した | 者と両親が外国 | で出生した者 | ・外国に住んでい | た者で, 就学年 | 齢以降に国内に | 転居し,スウェ | ーデンでの就学 | 期間が4年未満 | の者 | | | | | | |
| オランダ | 移民 13%/5%/12 位 | 移民の(背景を | もつ)子ども | ·移民第一世代 | •移民第二世代 | | •両親の少なくと | も一方がオラン | ダ生まれでない | 和 | •自身がオランダ | 生まれではな | く,かり両親の | 少なくとも一方 | がオランダ生ま | れでない者 | •自身はオランダ | 生まれである | が,両親の少な | くとも一方がオ | ランダ生まれで | ない者 |
| | 移民 | | į | 学栋 | 121 | | | | | | | | | \mathbb{H} | 撇 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

以下の文献・資料を参照し,筆者作成。イギリス・オーストラリア:臼井他(2016),園山編(2016),アメリカ:臼井他(2016),一般財団法人自治 (2014),園山編(2016),ベルギー:山本編(2017),韓国:金(2016),日本 :e-Stat(政府統計・ポータルサイト)https://www.e-stat.go.jp/surveyitems/ 注1)移民のデータは,左から,2017 年の国の総人口に対する移民の割合,移民人口に対する 0 歳~14 歳の割合(下線),流入した移民数の国別順 体国際化協会ニューヨーク事務所(2018), カナダ:OASDI (2016), フランス・ドイツ・スウェーデン・スペイン:園山編(2016), オランダ: 木岡 位を示す(OECD2018, 2019)。なお,このデータにおける「移民」は,「外国生まれの者」を指し,難民や留学生も含む。 definitions/55100, 文部科学省 (2019a), 文部科学省 (2019b) 注2)韓国及び日本は移民政策をとっていない。 表1に示した施策対象の子どもの呼称とその定義を見ると、移民の社会統合政策の一環として教育施策を講じている国では、学力格差の解消という視点から、政策のモニタリングの変数として、親の出身国・地域、親の社会的経済的階層、本人の出生地、出生時の国籍、移住時の年齢、性別、エスニシティ、第一言語、家庭で使用する言語、就学時の年齢、就学期間、学力調査結果などが考慮されている。フランスでは、1981年から社会的・経済的に「恵まれない(défavorisé)」地域への教育予算配分を多くするなどの「優先教育地域(ZEP)」政策が実施されており、「移民」であること自体ではなく、彼らの置かれている社会的経済的環境の問題として教育課題を捉えている(園山編 2016)。また、オランダでは、1985年に児童の「文化的背景」(「非西洋系」のみ対象)と「保護者学歴」に応じて配分される加重予算システム(Gewichtenregeling)があったが、2006年8月より「文化的背景」の項目は撤廃され、「保護者学歴」のみが基準となった(未岡 2014)。

日本では、移民国家や移民受入れ国と比べると、総人口に対する「移民」の割合が低いため、問題が可視化されにくい。また、日本では、エスニシティごとの集住は一部の地域であり、規模も小さいため、諸外国とは課題の状況が異なる。しかし、表1に示したように、日本は移民人口に対する0歳~14歳の子どもの割合が高く、今後、かれらが日本に定住する可能性が高いことを考えれば、教育上の課題を的確に把握するためにどのような基礎データを収集すべきか、諸外国の取り組みを参考にして検討する必要がある。

4 日本の教育施策における外国人児童生徒の位置付けの変遷

なぜ、日本では、「日本語指導が必要な」子どもという、指導する側の主観的判断が施策対象を選別する基準となっているのか。栗原(2008)は、文部科学省の白書に「外国人児童・生徒」が登場した 1992 年度から 2006 年度までの施策の変遷を3つの時期に分けて整理している。第1期は、外国人児童生徒の教育が「日本語教育の推進」の一環として位置付けられた 1992 年度から 2000

年度まで、第2期は、「日本語教育の振興」の枠組みから外れ、「相互理解を進める国際交流」に位置付けられた2001年度から2003年度まで、第3期は、「国際社会に生きる人材の育成」として海外子女や帰国児童生徒と同列に位置付けられた2004年度から2006年度までである。表2に、栗原の先行研究を一部再掲し、直近の2018年度までの『文部科学白書』における外国人児童生徒教育の位置付けの変遷を示す。

表2 日本の教育施策における外国人児童生徒の位置付けの変遷

| 年度 | 海外子女・帰国子女教育の位置付け | 外国人児童生徒教育の位置付け | 外国人児童生徒教育の主な新規施策 |
|------|-------------------|---------------------------------------|-----------------------|
| 平成3 | 国際化の進展と教育・文化・スポーツ | | • 日本語教育が必要な外国人児童生徒の |
| 1991 | > 海外子女・帰国子女教育の充実 | なし | 受入れ状況等に関する調査」実施 |
| | >> 海外子女教育の充実 | | ※平成11年度までは隔年実施,同年度か |
| | >> 帰国子女教育の充実 | | ら平成20年度までは毎年度実施, 平成20 |
| | | | 年度以降は隔年度 (偶数年度)実施 |
| 平成4 | | 国際化の進展と教育・文化・スポーツ | •日本語教材『にほんごをまなぼう』作成 |
| 1992 | 亘 | > 日本語教育の推進 | •国庫負担による教員の加配(特例加算) |
| | | >> 外国人児童・生徒に対する日本語教 ・研究協力校の拡充 | •研究協力校の拡充 |
| | | <u>育等</u> | |
| 平成5 | | 芸術文化の向上と普及のために | •小学校4年までの教科学習に必要な日本 |
| 1993 | | (文教施策ではなく, 第 I 部文化の振興の | 語の習得のための教材『日本語を学ぼ |
| | | (神 | う2』作成 |
| | ĪĒ | > 世界に広がる日本語教育 | •母語を理解する指導協力者の巡回指導 |
| | | >日本語学習熱の高まり | 事業 |
| | | >> <u>外国人児童生徒</u> に対する日本語教育 | •保護者に日本語学習の機会を提供する |
| | | पीर्दे | 日本語適応教室の開設促進事業(全国3 |
| | | | 地域) |
| | | | •「外国人児童生徒等に対する日本語指導 |
| | | | 指導者養成研修」実施 |
| 平成6 | | 教育・文化・スポーツの国際化に向 教育・文化・スポーツの国際化に向けて | |
| 1994 | 24 | > 世界に広がる日本語教育 | |
| | > 海外子女・帰国子女教育の充実 | >日本語学習熱の高まり | |
| | >> 海外子女教育の充実 | >> 外国人児童生徒に対する日本語教育 | |
| | >> 帰国子女教育の充実 | 4件 | |

| 年度 | 海外子女・帰国子女教育の位置付け | 外国人児童生徒教育の位置付け | 外国人児童生徒教育の主な新規施策 |
|------|------------------|-----------------------------|----------------------|
| 平成7 | | 教育・文化・スポーツの国際化に向けて | ・小学校5,6年の教科学習に必要な日本語 |
| 1995 | ℡ | > 世界に広がる日本語教育 | の習得のための教材『日本語を学ぼう3』 |
| | | > 日本語を学ぶ世界の人々に | 作成 |
| | | >> 外国人児童生徒に対する日本語教育 | |
| | | 等 | |
| 平成8 | | 教育・文化・スポーツの国際化に向けて | |
| 1996 | ℡ | > 相互理解を進める国際交流 | |
| | | > 日本語教育の振興 | |
| | | > 日本語を学ぶ世界の人々に | |
| | | >> 外国人児童生徒に対する日本語教育 | |
| | | 带 | |
| 平成9 | 旦 | 教育・文化・スポーツの国際化に向けて | ・体系的な日本語指導カリキュラム作成 |
| 1997 | | > 相互理解を進める国際交流 | (「外国人子女の日本語指導に関する調 |
| | > 国際社会に生きる日本人の育成 | > 日本語教育の振興 | 查研究最終報告書」平成10年3月東京外 |
| 平成10 | >> 海外子女教育の充実 | >> <u>外国人子女</u> に対する日本語教育等 | 国語大学) |
| 1998 | >> 帰国子女教育の充実 | | |
| 平成11 | | 教育・文化・スポーツの国際化に向けて | |
| 1999 | □ | 相互理解を進める国際交流 | |
| | | 日本語教育の振興 | |
| | | >> <u>外国人児童生徒</u> に対する日本語教育 | |
| | | 计 | |
| 平成12 | 国際化への要請にこたえて | 国際化への要請にこたえて | ・「日本語指導が必要な外国人児童生徒の |
| 2000 | > 国際社会に生きる日本人の育成 | > 相互理解を進める国際交流 | 受入れ状況等に関する調査」に名称変更 |
| | >> 海外子女教育の充実 | > 日本語教育の振興 | ・『マルチメディア版にほんごをまなぼ |
| | >>海外から帰国した児童生徒に | >> 外国人児童生徒に対する日本語指導 | う』作成 |
| | 対する教育の充実など | など | |

| 年度 | 海外子女・帰国子女教育の位置付け | 外国人児童生徒教育の位置付け | 外国人児童生徒教育の主な新規施策 |
|------|--------------------------|---------------------|---------------------------|
| 平成13 | 国際化・情報化への対応 | 国際化・情報化への対応 | •平成13 年度より |
| 2001 | > 国際交流・協力の充実に向けて | > 国際交流・協力の充実に向けて | 学校教育におけるJSL (第二言語として |
| 平成14 | >> 国際社会に生きる日本人の育 | >> 相互理解を進める国際交流 | の日本語)カリキュラム開発 |
| 2002 | 胶 | >>> 外国人児童生徒に対する日本語指 | |
| 平成15 | >>> 海外子女教育の充実 | 導など | |
| 2003 | >>> 海外から帰国した児童生徒 | | |
| | に対する教育の充実など | | |
| 平成16 | 国際交流・協力の充実に向けて | | |
| 2004 | > 国際社会に生きる人材の育成 | | |
| | >> 海外子女教育の充実 | | |
| 平成17 | >> 海外から帰国した児童生徒に対する教育の充実 | する教育の充実 | -平成17年度 |
| 2002 | >> 外国人児童生徒に対する教育の充実 | 范 実 | 就学ガイドブック (7カ国語)作成 |
| 平成18 | 国際交流・協力の充実に向けて | | |
| 2006 | > 国際社会で活躍する人材の育成 | | |
| | >> 海外子女教育の充実 | | |
| | >> 海外から帰国した児童生徒に対する教育の充実 | する教育の充実 | |
| | >> 外国人児童生徒に対する教育の充実 | 右 実 | |
| 平成19 | 国際交流・協力の充実に向けて | | ・平成19年7月「初等中等教育における |
| 2007 | > 国際社会で活躍する人材の育成 | | 外国人児童生徒教育の充実のための検 |
| | >> 海外子女教育の充実 | | 討会」設置 |
| | >> 海外から帰国した児童生徒に対する教育の充実 | する教育の充実 | •帰国 •外国人児童生徒受入促進事業 |
| | >> <u>外国人</u> に対する教育の充実 | | |
| | >>> 外国人児童生徒の教育に対する支援 | 5支援 | |
| | >>> 外国人の生活環境適応加速プログラム | コグラム | |
| | | | |

| 年度 | 海外子女・帰国子女教育の位置付け | 外国人児童生徒教育の位置付け | 外国人児童生徒教育の主な新規施策 |
|------|---|--|---------------------------------------|
| 平成20 | 国際交流・協力の充実に向けて | | ・平成20年6月「外国人児童生徒教育の |
| 2008 | > 国際社会で活躍する人材の育成 | | 充実方策について (報告)」公表 |
| | >> 海外子女教育の充実 | | ・平成21年1月「定住外国人の子どもに |
| | >> 海外から帰国した児童生徒に対する教育の充実 | 育の充実 | 対する緊急支援~定住外国人子ども緊 |
| | >> 外国人に対する教育の充実 | | 急支援プラン~」公表,3月「同 第2次」 |
| | >>> 外国人児童生徒の教育に対する支援 | | 公表 |
| | >>> 外国人の教育環境の整備 | | |
| 平成21 | 旦 | | •定住外国人の子どもの就学支援事業 |
| 2009 | >>> 外国人の子どもの教育環境の整備 | | (平成21年度34件採択) |
| 平成22 | 子どもたちの教育の一層の充実 国際交 | 国際交流・協力の充実 | 虹の架け橋教室 |
| 2010 | > 国際社会で活躍する人材の育成 > 外国 | > 外国人に対する教育の充実 | ・『外国人児童生徒受入の手引き』作成 |
| | >> 海外子女教育の充実 | >> 外国人児童生徒の教育に対する支援 | •情報検索サイト「かすたねっと」開設 |
| | >> 海外から帰国した児童生徒に >> <u>定</u> | >> 定住外国人の子どもの教育環境の整 | |
| | 対する教育の充実 備 | | |
| 平成23 | 子ども | 子どもたちの教育の一層の充実 | |
| 2011 | 同 > 外国 | <u>外国人の子どもたち</u>に対する教育の充# | |
| | ₹ // | 大 、、 | |
| | () () () () () () () () () () | // //国人// | |
| | 無 | | |
| 平成24 | 世界トップレベルの学力と規範意識等の育成を目指す初等中等教育の充実 | 成を目指す初等中等教育の充実 | •日本語指導が必要な児童生徒を対象と |
| 2012 | > 海外子女,帰国・外国人児童生徒等への教育の充実 | (育の充実 | した指導の在り方に関する検討会議 |
| | >> 海外子女教育の充実 | | 「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ」 |
| | >> 海外から帰国した児童生徒に対する教育の充実 | 育の充実 | 状況等に関する調査」に名称変更 |
| | >> 外国人児童生徒の教育に対する支援 | | (平成26 年度より「受入状況等」の表記) |
| | >> 定住外国人の子供の教育環境の整備 | | |

| 年度 | 年度 海外子女・帰国子女教育の位置付け 外国人児童生徒教育の位置付け | 外国人児童生徒教育の主な新規施策 |
|------|--|----------------------|
| 平成25 | 平成25 世界トップレベルの学力と規範意識等の育成を目指す初等中等教育の充実 | ・『外国人児童生徒のためのJSL対話型ア |
| 2013 | 2013 > グローバル人材の育成に向けた教育の充実 | セスメントDLA』配付,『外国人児童生徒 |
| | >> 海外子女教育の充実 | 教育研修マニュアル』配付 |
| 平成26 | 平成26 >> 帰国児童生徒,外国人の子供等に対する教育の充実 | •平成26年4月学校教育法施行規則一部 |
| 2014 | 2014 >>> 公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等の現状 | 改正の施行,「特別の教育課程」による日 |
| | >>> 帰国児童生徒, 外国人の子供等への支援施策 | 本語指導の編成・実施 |
| 平成27 | 平成27 初等中等教育の充実 | ・平成27年11月「学校における外国人児 |
| 2015 | 2015 > グローバル人材の育成に向けた教育の充実 | 童生徒等に対する教育支援に関する有 |
| | >> 海外子女教育の充実 | 識者会議」設置,平成28年6月「学校に |
| 平成28 | 平成28 >> 帰国児童生徒,外国人の子供等に対する教育の充実 | おける外国人児童生徒等に対する教育 |
| 2016 | >>> 公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等の現状 | 支援の充実方策について (報告)」公表 |
| | >>> 帰国児童生徒,外国人の子供等への支援施策 | |
| 平成29 | 平成29 初等中等教育の充実 | •平成29年3月「公立義務教育諸学校の |
| 2017 | 2017 > グローバル人材の育成に向けた教育の充実 | 学級編制及び教職員定数の標準に関す |
| | >> 在外教育施設における教育の充実 | る法律」一部改正,日本語能力に応じた |
| 平成30 | 平成30 >> 帰国児童生徒・外国人の子供等に対する教育の充実 | 特別の指導を受ける児童生徒のための |
| 2018 | >>> 公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等の現状 | 教員の基礎定数化 (新設)(10年後まで |
| | >>> 帰国児童生徒・外国人の子供等への支援施策 | に児童生徒18人に1人) |

年度から平成 18(2006) 年度までの外国人児童生徒教育については, 栗原(2008) の「表1ニューカマーの子どもを対象にする文部科学省の施策の変遷(栗 文部省編『我が国の文教施策』(平成 3 年度~12 年度)、文部科学省編『文部科学白書』(平成 13 年度~ 30 年度)より筆者作成。 なお,平成 4(1992) 原 2008, pp.181-183)」から一部再掲した。

注)海外子女・帰国子女教育の位置付け及び外国人児童生徒教育の位置付けについて,各年度の1行目は白書における章の見出し,[>_] は節の見出し, ->>」は項の見出し,「>>>」は項の下位項目の見出しを示す。下線は筆者。 昭和50年代の『我が国の教育水準』(文部省編)では、「教育人口と教育機会」の章に「海外勤務者子女教育」の節があり、年齢別・地域別の就学状況が示されている。その後、昭和63(1988)年度『我が国の文教施策』(文部省編)では、「国際化の進展と教育・文化・スポーツ」の章に「海外子女・帰国子女教育の充実」が位置付けられており、「帰国子女教育の充実」の項では、「国内とは事情が異なる外国に長期間在留していたため、日本語の理解力が不十分であったり、現地と我が国の学校環境、習慣等の相異から、我が国の学校教育に速やかになじめない者も多い(pp.434-435)」という課題、すなわち、「日本語力と日本の学校教育への適応」という課題が指摘されている。同時に、「帰国子女教育の在り方については、国内教育に適応させるというのみでなく、国際性豊かな人材の育成という観点から、海外で身に付けた長所について更に保持・伸長を図る(p.435)」といった教育的配慮の必要性も述べられており、「国際化」の文脈に位置付けられている。

平成2 (1990) 年6月の改正出入国管理及び難民認定法の施行により新設された「定住者」の在留資格をもつ日系南米人の急増を受けて、平成3 (1991) 年9月に「日本語教育が必要な外国人児童・生徒」に関する初めての全国実態調査が行われ、平成4 (1992) 年度の『我が国の文教施策』に、初めて「外国人児童・生徒」に対する「日本語教育等」が位置付けられた。

日本は1994年に「児童の権利に関する条約」を批准しており、平成8 (1996) 年12月、総務庁行政監察局(当時)は、「外国人子女及び帰国子女の教育に 関する行政監察 < 勧告 >」により、文部省(当時)に対して、1)外国人子女 の円滑な受入れの促進、2)受入れ学校における教育指導の充実等について勧 告を行った。その後、平成15 (2003)年8月には、総務省行政評価局が文部 科学省に対して「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基 づく通知」により、1)就学の案内等の徹底、2)就学援助制度の周知の的確 化、3)日本語指導体制が整備された学校への受入れ推進を求めている(総務 省 2003)。

その結果,平成16(2004)年度の『文部科学白書』では,「外国人児童生

徒」に対する教育施策は、これまでの「日本語教育・指導」「国際交流」から、「教育の充実」として「海外から帰国した児童生徒」と同列に位置付けられた。 2004年度以降の白書では、以下のような説明が記載されており、「日本人と同一の教育を受ける機会を保障」するために「日本語指導」と「適応指導」を重視する方針は、依然として引き継がれている。

「外国人については、我が国の義務教育への就学義務は課されていませんが、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合は、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助等を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しています。しかしながら、外国人児童生徒のほとんどは、来日前に日本語教育を受けないまま言語も生活習慣も異なる環境に入ってくることから、適切な日本語指導や学校への適応指導を行うことができる体制を整備することが重要です。」(下線は筆者)

2010年度と2011年度に再び「日本人」と「外国人」が分けられたのは、2008年秋以降の景気後退によるブラジル学校閉校等の影響を受け、不就学・自宅待機となっている子どもを対象とした「定住外国人の子どもの就学支援事業」(2014年度末に終了)が実施された時期である。この事業は、学校に通えなくなった子どもが地域で孤立しないよう、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場として「虹の架け橋教室」を設け、主に公立学校への円滑な転入が出来るようにすることを目的として実施された。2007年度から2012年度までは、就学義務の対象とならない外国人児童生徒の教育に対する「支援」として位置付けられている。

2012 年度からは、「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」として、調査名称から「外国人」が削除された(ただし、「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」の在籍状況は以前から調査されている)。国籍によらず「帰国・外国人児童生徒等」への教育の充実として一本化され、2013年度から 2018 年度までは、「グローバル人材の育成に向けた教育の充実」として位置付けられた。

2013 年度以降の白書では、「公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等の現状」として、「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒(帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語能力が十分でない児童生徒が含まれる。)」が増加傾向にあることが記されている。日本国籍の「日本語指導が必要な児童生徒」の増加を受けて、学校教育法施行規則の一部改正により、2014年度からは在籍学級とは別の教室で行われる日本語指導を「特別の教育課程」として編成・実施できるようになった。

以上,「外国人児童生徒」が白書に登場した 1992 年度から 2018 年度までの教育施策上の位置付けをまとめると,第1期「日本語教育の推進」,第2期「相互理解を進める国際交流」,第3期「国際社会に生きる人材の育成」,第4期「外国人児童生徒の教育に対する支援」,第5期「グローバル人材の育成に向けた教育の充実」という変遷を経てきた。この間,文部省・文部科学省の担当部局は,教育助成局海外子女教育課,初等中等教育局国際教育課適応・日本語指導係,初等中等教育局国際教育課日本語指導係と変わってきている。

2018 年 10 月の文部科学省組織再編により、外国人児童生徒教育の担当部局は、新設された総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課日本語指導係となった(海外子女教育は総合教育政策局教育改革・国際課)。2019 年 12 月実施の、都道府県、指定都市、中核市教育委員会及び教育センター等の外国人児童生徒教育等を担当する指導主事等を対象とした新規セミナー(独立行政法人教職員支援機構主催)では、「共生社会を実現する教育研究セミナー」として、「(1) 外国人児童生徒との共生」、「(2) 支援が必要な児童生徒との共生」という構成になっている。その目的は、量的な拡大傾向・質的な複雑化が進行している発達障害の可能性のある児童生徒と、2019 年 4 月の出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部改正施行により更なる増加が予想される外国人児童生徒の、「個別の教育的ニーズのある児童生徒」との共生をめざす教育の在り方について協議することとされている(独立行政法人教職員支援機構2019)。また、『小学校学習指導要領(平成29 (2017) 年告示)解説総則編』(文

部科学省 2018a) 及び『中学校学習指導要領(平成 29(2017)年告示)解説総則編(文部科学省 2018b)』では,第3章「教育課程の編成及び実施」の第4節「児童(中学校では生徒,以下同様)の発達の支援」第2項に「特別な配慮を必要とする児童への指導」として,(1)障害のある児童などへの指導,(2)海外から帰国した児童や外国人の児童の指導,(3)不登校児童への配慮(中学校では,(4)学齢を経過した者への配慮)という構成で位置付けられている。2020年度以降の外国人児童生徒教育は,「個別の教育的ニーズのある児童生徒」の教育という観点から,具体的方策が展開していくものと思われる。

5 「日本語指導が必要な児童生徒」という呼称が見えなくするもの

学習指導要領では、「国際化の進展に伴い、学校では帰国児童や外国人児童に加え、両親のいずれかが外国籍であるなどのいわゆる外国につながる児童の受入れが多くなっている。(文部科学省 2018a, p.115)」として、「いわゆる外国につながる児童」との表現が使われている。個別の指導計画を作成するためには、子どもの第一言語の習得状況や家庭での言語使用状況、第一言語での学力等、個別の教育的ニーズを把握する必要があるが、学習指導要領の記載では、下記のように、従来の適応指導と日本語指導に焦点が当てられている。

①学校生活への適応等(第1章第4の2の(2)のア)

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、 外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。 ②日本語の習得に困難のある児童への通級による指導(第1章第4の2の(2) のイ)

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

②については、在籍学級での教科学習に参加できるよう、学級担任や教科担当教員と日本語指導担当教員等の教員間で話し合いながら指導計画を立て、在籍学級での指導と、いわゆる取り出し教室での指導とを連携させる必要がある。先行研究では、「移民」の子どもの統合という観点から、特に有効性が認められている政策対応として、1)継続的な言語支援を可能な限り早く、通常クラス内で実施すること、2)子どもに質の高い就学前教育を受けさせるよう、移民の親に促すこと、3)すべての学校において、移民の子どもの受け入れ体制を整えることが挙げられている(OECD編著 2017、pp.116-124)。しかし、日本の現状は、長年、日本人児童生徒の標準を想定した適応指導と日本語指導に焦点が当てられてきたために、特に「日本語指導」の目的や方法が「移民」の子どもにとっての有効な内容・方法となっていない。

例えば、1)については、初等中等教育における計画的な言語支援が長期間にわたって継続されることの必要性が指摘されているが、「日本語指導が必要な児童生徒」への指導内容に関する調査では、「日本語と教科の統合学習」を行っている学校数は、「日本語基礎(文字・表記・語彙・文法、学校への適応や教科学習に参加するための基礎的な力をつける)」の指導を行っている学校数の半数に満たない(文部科学省 2019b)。また、「日本語基礎」の学習を中心に一定期間にわたり取り出し指導を行い、その後の在籍学級での学びの支援が効果的になされていないことも多い。それは、学校現場でしばしば聞かれる「日本語教室を卒業させる」「在籍学級に戻す」といった教員の語りが象徴するように、ある一定程度の日本語力が身に付くまで在籍学級での学びとは離れて個別指導

を行ったほうがよいという考えであり、OECDが提言する「『取り出し』授業を避ける(OECD 編著 2017, p.118)」べきであるとの研究結果とは逆行している側面がある。

日本では、現在のところ、教員養成課程や現職教員研修で子どもの第二言語の発達や指導方法について学ぶ機会は少ない。そのような現状において、「日本語指導が必要な児童生徒」という呼称が、教員に誤った指導観を与えてしまう影響は否定できない。西川・青木(2018)の『日本で生まれ育つ外国人の子どもの日本語力の盲点』の調査結果では、学校で「日本語指導が必要な児童生徒」と判断されていない子どものなかに、支援が必要であるにもかかわらず、見過ごされている子どもがいることが示されている。また、佐久間(2014)によると、「自治体によっては、日本国籍者や日本国籍を取得すると日本語指導の対象者からはずされたり(佐久間 2014、p.44)」することがあるという。「日本生まれである」「日本国籍である」「ある基準の日本語力を身に付ける」ことで、「日本人と同一の教育を受ける」条件を満たすと判断することは、複数の言語・文化背景をもつことによる「個別の教育的ニーズ」を見えなくしてしまう。

一方で、「日本語指導が必要な児童生徒」がいるが、「特別の教育課程」による指導を実施していない場合があり、その理由として、「在籍学級で支援を受けながら学習しているため」と回答している学校もある(文部科学省 2019b)。「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」は、全国的な状況を量的に把握するものであるが、今後、指導内容・方法に関するより詳細な実態把握が必要である。

6 結論 一外国人児童生徒等教育の EBPM に向けて一

以上,日本の外国人児童生徒等教育施策の立案・評価に必要なデータを検討するために,第2節では,移民政策をとっていない日本では公的統計で外国人児童生徒の不就学・不登校者数や,高等学校等への進学者数・就職者数などが把握されていない現状と,施策の対象である「日本語指導が必要な児童生徒」

が客観的データに基づく選別ではないことを確認した。第3節では、諸外国では施策のモニタリングの変数として、親の出身国・地域や社会的経済的階層、本人の出生地、移住時の年齢、第一言語、家庭で使用する言語、就学時の年齢、就学期間、学力調査結果などが考慮されていることを示した。第4節では、日本の施策が適応指導と日本語指導に焦点化されてきた背景と今後の「個別の教育的ニーズのある児童生徒」という観点への展開を整理した。第5節では、「個別の教育的ニーズ」に対する指導内容・方法の充実に向けて、これまで使用されてきた「日本語指導が必要な児童生徒」という呼称が「教科指導」よりも「日本語指導」を優先する考え方を助長してきた可能性と、指導内容・方法に関する詳細な実態把握の必要性を指摘した。

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成 30 (2018) 年度)」の主な調査項目は、(1) 学校種別在籍状況、(2) 母語別(外国籍)・言語別(日本国籍)在籍状況、(3) 在籍人数別状況、(4) 施策の実施状況、(5) 高校生等の中退・進路状況である。(5)の、日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況については、全高校生等(3) と比較した中途退学率で 7.4 倍、就職者における非正規就職率で 9.3 倍、進学も就職もしていない者の率で 2.7 倍高いという結果が出ている。第5節で指摘したように、「日本語指導が必要な児童生徒」として認識されずに見過ごされている、さらに多くの子どもたちも存在していると推察され、この数値が示す格差から見れば、現在の施策や指導内容・方法は必ずしも成功しているとは言えない。

今後, まず収集すべき基礎データは, 量的拡大への対応と, 指導内容・方法 の質的向上に資する実態把握のための情報に分けられる。

量的な把握として、不就学者数、不登校者数、高等学校等への進学者数、就職者数は、公的統計としてデータを収集し公表されるべきである。また、本人だけではなく、親世代の言語・文化背景は、「個別の教育的ニーズ」を知るために必要な情報である。「個別の教育的ニーズ」を把握するためには、国内の外国人学校と日本の公立校とを行き来した経験があるかどうかも重要であるが、各種学校としての認可を受けていない外国人学校に通う子どもについては、

その数が把握されていない。今後の量的拡大を見据えて,外国人学校に通う子 どもに関する,より詳細なデータも必要である。

さらに、第5節で述べた OECD の調査結果からは、就学前教育の重要性が明らかとなっている。2019年6月からの「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」でも就学前教育の在り方について検討がなされており、就学前の子どもの実態把握が進めば、より焦点化された具体的施策が検討できると思われる。

先に述べた日本人児童生徒との格差がどのような要因によって生じているのかを明らかにするためには、指導内容・方法の質と児童生徒の「個別の教育的ニーズ」との関連を見ていく必要がある。まずは、現在、「日本語指導が必要」であるとされている児童生徒に関する客観的データと学校の判断との関連を分析するために、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の項目に関連して、より詳細な情報収集と分析が求められる。例えば、同調査では、平成24(2012)年度調査までは在籍期間別児童生徒数が報告されていたが、その次の平成26・28・30年度調査では明らかでない。来日してからの期間を「日本語指導が必要」かどうかの基準にしている学校は多く(注2を参照)、具体的にどの程度の期間を基準としているのか、それはなぜかについて明らかにすることで、改善策が見出されるはずである。

今後の課題は、いくつかの地域でモデル校を対象として、子どもに関する実態把握を行い、指導内容・方法の実態、学校や教員の判断の基準とを照らし合わせて分析し、EBPMに向けた量的調査項目として重要となる要素を抽出することである。

注

(1)「不就学状態」にある外国人の子どもについては、就学年齢相当の外国籍の子どもの就学状況に関する初めての全国的な調査が令和元(2019)年に実施された。(文部科学省「外国人の子供の教育の更なる充実に向けた就学状況等調査の実施及び調査結果(速報値)について「令和元年9月27日

- (2) 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」の結果によれば、「日本語指導が必要な児童生徒」の対象であるかの判断について、「1. DLA(Dialogic Language Assessment, 文部科学省『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA』)や類似の日本語能力測定方法により判定している」と回答した学校(全校種、外国籍の該当児童生徒在籍校7,753校、日本国籍3,654校)が2,549校、「2. 児童生徒の学校生活や学習の様子から判断している」が9,376校、「3. 児童生徒の来日してからの期間を対象基準にしている」が3,706校、「4. その他」が1,790校(複数回答可)となっている(文部科学省2019b)。
- (3) 公立の全日制・定時制高等学校,通信制高等学校,中等教育学校後期課程及び 特別支援学校高等部の生徒。

参考文献

- 赤林英夫(2016)「国の初等中等教育政策における EBPM 推進に際し解決すべき教育 統計データの課題」内閣官房行政改革推進本部「EBPM のニーズに対応する経 済統計の諸課題に関する研究会」第7回(平成28年11月22日)資料1
 - https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ebpm kenkvukai/dai7/sirvou1.pdf
- 一般財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所(2018)「米国における英語を母 国語としない児童への英語教育」自治体国際化協会, Clair Report No.455
- 臼井智美・佐藤博志・鞍馬裕美・末松裕基・照屋翔大(2016)「日本と英豪米における移民教育政策の分析枠組み:言語習得と学力保障の教育施策に着目して」学校経営研究41,33-47
- 臼井智美(2017)「外国人児童生徒教育研究の立場から」日本教育経営学会紀要 59, 80-84
- OECD 編著, 布川あゆみ・木下江美・斎藤里美監訳(2017)『移民の子どもと学校:統合を支える教育政策』明石書店
- 太田晴雄(2005)「日本的モノカルチュラリズムと学習困難」宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育:不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会, 57-75
- 川上郁雄 (2019)「移民の子どもへの言語教育とは:日本語教育のあり方を問う」『別 冊 環 24 開かれた移民社会へ』藤原書店, 224-228

- 金泰勲 (2016)「外国人児童生徒に対する韓国の教育政策に関する考察:「多文化家族」 の子どもの学習権を中心に」教育研究 (58), 15-23
- 栗原真孝 (2008) 「ニューカマーの子どもを対象にする教育行政の特徴に関する研究: 文部科学省の施策に着目して」 早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊 16 (1), 177-186
- 児島明(2009)「ニューカマー児童生徒教育をめぐる経路依存性と展開の固有性:神 奈川県大和市における国際教室の事例から」和光大学現代人間学部紀要(2), 117-131
- 佐久間孝正(2014)「文部科学省の外国人児童生徒受け入れ施策の変化」専修人間科 学論集 社会学篇 4 (2), 35-45
- 佐々木光明・阿久澤麻理子(1998)「マイノリティの子どもたちと教育」中川明編『マイノリティの子どもたち』明石書店,88-116
- 下村哲夫(1993)「教育の国際化と外国人にかかわる教育法制の課題」日本教育行政 学会年報 19(0), 3-21
- 末岡加奈子 (2014)「グローバル化時代における貧困予防としての『言語力』: オラン ダの非西洋系児童集中校の事例から|教育学研究 81 (2), 200-213
- 総務省(2003)「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知」(平成15年8月)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/pdf/030807 2 01.pdf

- 園山大祐編(2016)『岐路に立つ移民教育:社会的包摂への挑戦』ナカニシヤ出版
- 独立行政法人教職員支援機構 (2019)「共生社会を実現する教育研究セミナー (1):外 国人児童生徒との共生」

https://www.nits.go.jp/training/seminar/012.html

内閣官房行政改革推進本部(2019)「統計等データの提供等に関するユーザーからの 要望・提案募集 検討結果一覧 |

https://www.gvoukaku.go.jp/ebpm/guideline/list.pdf

内閣府(2018)「経済財政運営と改革の基本方針 2018:少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現」平成 30 年 6 月 15 日

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018 basicpolicies ja.pdf

- 西川朋美・青木由香 (2018)『日本で生まれ育つ外国人の子どもの日本語力の盲点: 簡単な和語動詞での隠れたつまずき』ひつじ書房
- ハヤシザキカズヒコ (2015)「移民の子どもの教育の現状と課題」日本労働研究雑誌 57 (9), 54-62

- 森田正信(2019)「教育行政における EBPM の取組状況について」教育行財政研究 46 (0), 25-30
- 文部科学省(2018a)『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 総則編』東洋館出版社
- 文部科学省(2018b)『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編』東山書房 文部科学省(2019a)『外国人児童生徒受入れの手引【改訂版】』明石書店
- 文部科学省(2019b)「『日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成 30 年度)』の結果について」令和元年 9 月 27 日 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/_icsFiles/afieldfile/2019/09/27/142156
- 9_002.pdf 山本聡子 (2007)「『日本語教育が必要な外国人生徒』の位置づけ」言語社会 (1)、
- 342-329
- 山本須美子編著 (2017)『ヨーロッパにおける移民第二世代の学校適応:スーパー・ ダイバーシティへの教育人類学的アプローチ』明石書店
- OASDI (the Ontario Association of School Districts International) (2016) English Language Learning (ELL)
 - http://www.oasdi.ca/English%20Language%20Learning.php
- OECD (2018) Settling In 2018: Indicators of Immigrant Integration http://www.oecd.org/els/mig/Main-Indicators-of-Immigrant-Integration-bw.pdf
- OECD(2019)International Migration Outlook 2019
 https://www.oecd.org/migration/international-migration-outlook-1999124x.htm
 (各 web サイトの最終閲覧日は 2019 年 11 月 30 日)